

歯科用ユニット(2台)一式購入に係る契約

仕様書

2021年7月

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター

1. 調達物品名

歯科用ユニット(2台)一式

※メーカー名、規格(型番)、数量等は別紙の通り

2. 納入場所

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター(沖縄県島尻郡南風原町字新川 118-1)

3. 納入期限

令和3年10月29日

4. 搬入設置条件

- (1) 機器の搬入設置、調整等については、当センターの診療業務に支障をきたさないように当センターと調整を行い、そのスケジュールに従い、完了すること。
- (2) 搬入設置の際、当センター建物の破損に細心の注意を払うこと。建物等に損傷を与えた場合は、納入者の負担により修復すること。

5. 保守体制

- (1) 障害等発生時において、当院が必要とする速やかな復旧等の対応が可能な体制を有していること。
- (2) 検収後1年間は、通常の使用により故障した場合、無償修理に応じること。
- (3) 本機器に必要な部品について安定供給が確保されていること。
- (4) メンテナンス体制を明確にすること。特に緊急時のサービス体制については、契約時に資料を添付すること。(連絡網、メンテナンス人員、サービス拠点等)

6. 提出書類

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター総務課施設担当へ以下の書類を1部提出すること。

提出期限：令和3年7月14日 午後5時

- (1) 薬機法第39条の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業許可を得ている者であることを証明する書類
- (2) カタログ
- (3) 日本語の取扱説明書 …提出は落札後でも可能
- (4) 作業工程表
- (5) アフターサービス、メンテナンス体制が整備されていることを証明する書類
- (6) その他必要と認められた資料・書類

7. 守秘義務

落札者は業務上知り得た病院及び患者の秘密を第三者に漏らしてはならない。

8. その他

- (1) 本装置導入に係る接続等費用は、全て入札金額に含むこと。
- (2) 本装置設置に係る搬入設置及び既存機器の撤去等費用は、全て入札金額に含むこと。